

児童家庭福祉問題に対する一考察

山本 瑞

一、はじめに

淑徳大学において、毎週金曜第三时限に行はれる「接心会」は、本学建学の基本理念である、大乘仏教精神を、学生諸君に徹底するとともに、大学教官および、事務当局と学生諸君とが、常に話合いをして、より理想的な教育を推進すべき場となるよう企画された、本学の特色ある行事である。

去る七月一日の接心会は各専門教授の参加を得て、①社会福祉行政、②児童家庭福祉、③産業労働福祉、④社会教化、社会開発の四グループに分散し、学生代表の司会のもとにゼミナールがもなれた。

児童家庭福祉グループは石井俊瑞先生を指導教授として開会され、アシスタント役として自分もこの部会に参加した。

石井教授は最近欧洲視察旅行より帰国されたばかりなので、彼の地における社会事業先進諸国の施策の実情と、実際の状況、特に一般民衆のことに対する概念、及び理解のしかた等詳細な説明があり、我が国の現状を見て更に前途大いにファイトを燃やして努力せねばならぬことを諄々と訓された。

特に日本社会事業が、米国依存の模倣に傾いていた点を指摘され、米国はその持てる富にものを云はせ、社会福祉施設の物的設備に重きをおき、やゝともすると、その内包すべき社会事業精神、福祉事業根性に欠くるものなしとしないこと、又社会福祉を志す者は名利、名声に執はれてはならないことを強調され、報いを求めざる奉仕の精神に生きることが、本当の社会事業家のるべき道であることを説示された。

このことは本学の基本的指導理念に照して感銘を深くした。

最近やゝともすると、この事業に携はるものが、待遇改善とか、権利の要求とか、身分の保障とか、の主張を合理化するため、自分達には納得し難い理論を振りかざして、恰も革新的な近代的主張であるかの如き、説をなすものを散見するが、このことについては、仕事の性質と内容が公共性のものである故、公務員給与を水準とした算定法式により、経営者も従事者も共に經濟的安定確立の上に相携へて、精神的職務の内容を自覚し、他の職業と異なる高い次元に立っての倫理性が、確立されなければならないものと思われる。

さてその砌、学生諸君より質されるまゝに、石井教授の御指示に従い、聊か福祉行政に関与した体験により「児童家庭福祉について」の所見を申し述べたが、この際問題提起の意味において少しく敷延して参考に供するものである。

二、児童福祉法について

昭和二十三年一月に発効した児童福祉法には

「すべての国民は、児童が心身とともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。」

すべての児童は、ひとしく生活を保障され愛護されなければならない」(法第
一条)

と定められているが、現在果して児童は、本当と意味で愛護育成されているだろうか、この法律はこの条文が示しているように、児童の基本的人権の尊重とその心身の健全育成を念願としているものである。

この法律が対象としておる児童とは、
① 乳児(満一才に満たないもの)

- ② 幼児¹¹満一才から小学校就学の始期に達するまでのもの、
- ③ 少年¹²小学校就学の始期から満十八才に達するまでのもの、
- を指し、又健全な子供を産むように妊娠婦（妊娠中および産後一ヶ月以内）の福祉についても規定してある。
- 次にこの法律施行のための機関としては、児童福祉審議会、児童福祉司、児童委員（民生委員）児童相談所、福祉事務所、保健所があり、これ等の各機関は相互に協力し、緊密な連携をもって、児童福祉の拡大充実につとめるよう義務づけられておる。
- ついで、児童福祉の措置および保障のためには、
- ① 保健衛生の上から入院助産の必要があつても経済上の理由によって、それが出来ない妊娠婦を入所させる助産施設。
 - ② 母親が心身の疾病のため、長期療養を必要とする場合とか、母親が死亡し、又は失踪した場合とか、又刑務所に入所した場合、或いは捨子された時において、適当な養育者のない乳児を養育する乳児院。
 - ③ 配偶者のない女性等が、看護養育すべき児童を保護するための母子寮。
 - ④ 保護者の労働、又は疾病等の理由により、保育に欠ける乳幼児を保育する保育所。
 - ⑤ 児童に健全な遊び場を与えて、健康増進、情操をゆたかにすることを目的とする、児童遊園地、児童館等を含む厚生施設。
 - ⑥ 保護者のない児童、虐待されている児童、その他貧困等環境上、養護を必要とする児童を養う養護施設。
 - ⑦ 精神薄弱児を保護し、独立自活に必要な知識技能を与える精神薄弱児施設。
 - ⑧ 精神薄弱児で比較的に軽度のものを通園させて、補導する精神薄弱児通園施設。
 - ⑨ 盲児、ろう、あ児を保護する盲ろう、あ児施設。
 - ⑩ 虚弱児の健康増進を図る虚弱児施設。
 - ⑪ し、体不自由児を治療し、保護するし、体不自由児施設。
 - ⑫ 情緒障害による児童を短期間に指導する情緒障害短期治療施設。
 - ⑬ 不良行為をなし、又はなす虞れのある児童を、教護する教護院。

はみなこの法律によつて規定し運用されておる。

尚この外、今後開拓を期待される里親、保護受託者、制度と云つて保護に欠ける児童を、それ／＼家庭に引取り親に代つて育て、又は職業を指導する特志者の制度についての諸規定も、この法律に定められている。

これ等の施設に入所、入院、受託をする場合には、児童相談所、福祉事務所、保健所等を経由しなければならない。

（但しこれ等各施設の内、保育所のみは、市町村の長¹³地方公共団体長¹⁴が入退所させる措置の権限をもつておる。）

三、児童相談所について

さて、児童福祉のサービスセンターとしての児童相談所は、児童福祉法第五条の規定によつて、各都道府県の義務設置となつてゐるので必ず設置しなければならない施設である。

従つてこの施設は専門技術者の手によって、

- ① 児童に関する、すべての問題について、家庭はもとより一般からの相談に応ずる。
- ② 児童および、その家庭について必要な調査並に医学的、心理学的、教育的、精神医学、精神衛生の立場から判定を行い、それにしたがつて必要な指導をなし、措置を決定する。
- ③ 又必要に応じ、児童を一時保護して指導並に観察、判定、診断を行なう。
- ④ 更に巡回相談と云つて、隨時各地方に出張し、児童に関する各種の相談に応じて、その任務に万全を期するよう努めている。
- 従つて、児童のしつけの問題、進学、就職等の適正、選択、指導、長期欠席児等の教育相談や、性格上各種の問題をもつ児童、智慧のおくれている児童、家庭環境の不遇なもの、体の弱いもの、し、体の不自由なもの、盲ろう、あ、ど、もり等言語に障害のあるもの、孤児、捨児、迷子、浮浪児等およそ児童を対象とするあらゆる問題を始め、里親や保護受託者を志望される人々の、法的地位の確立等のことはすべて児童相談所の所管事項である。
- 無論この場合各市町村当局、民生児童委員、児童福祉司等は相互協力の組織を、円滑に運営して、児童福祉のための体制が樹立されておる。

今しづかに児童の生活を見ると、無心に遊んでいるもの、一生けんめん勉強しているもの、生活のためにせつせと働いているもの、中には泣いているものもいて、その営みは千差万別である。

「あの子も、この子も、みんなの子」と云う言葉通り、児童の福祉を護ること、国民すべての義務である現在、児童の幸せを増進するため、精神面からも、肉体面からも、社会的な見地からも、更に一段と高い次元に向って推進されなければならない。

それがためには、この法律の精神を更に高く広く理解し、一般に徹底するとともに、児童の心身の発達は、その生活を共にする家族の庇護と同時に母性愛が児童に及ぼす影響の大なることは今更言を待たない。

従つて家庭の健全なる構成と、家庭福祉の進展こそは、すべて社会福祉の基本的役割を果すものである。

この意味において、児童相談所の福祉行政も、たゞ単に対象児の事務的処理に終ることなく、「仏心者是大慈悲心」＝仏心とはこれ大慈悲なりの精神をもつて、充分に血の交う行政措置を要するものであることは言うまでもない。

四、非行青少年の問題

次代を背負うべき、青少年の健全な育成と、成長とは国の運命を決する事柄である。然し現時点においては、厚生省、法務省の発表した統計によると、まことに忌はしい結果を示している。特にその非行内容の悪質化と年令低下等の問題は国全体の悩みである。

今早近な例の一つとして云はれている、所謂「鍵っ子」の問題を考えても、児童家庭福祉のテーマとして取上げて、探求しなければならないことが、いくつも潜伏している。

最近各地にベッドタウンとしての団地が建設されつゝある、特に千葉県の場合は東京近郊としての地の利もあって、こうした施設は急激に増設された。緑に囲まれた丘陵地帯に、画に書いたような、鉄筋コンクリート造りの五階、六階建ての大ビルが林立し、その周囲は花壇、芝生をめぐらし、子供の遊び場には形の如く遊具を配置し、近くに学校まで建て、一見まことに完備し、非の打ち所のないように見受けられる、どの子もみんな遊び場や、芝生で元気に騒ぎ

廻って、幸福そうにたむれでいる、大人達はこれで児童への福祉対策は万全なものと考えて居る。

所が、どの子も、どの子も申し合せたようにズボンのバンドにしっかりと鍵を結びつけているのが何か痛々しい。文部省の調査によれば、こうした鍵っ子は全国で、三百五十万の多きに達していると発表した。

これ等の子供は、いづれも立派に両親がありながら、夫婦共稼ぎによる不在家庭で、両親が勤務をおわって帰るまでは、全く放置されたままの児童である。

- ① 低所得のため、夫の働きによる収入だけでは、生計が保たれないもの。
- ② 物価の高騰や、住宅費の高価のため、収入と支出のバランスがとれないもの。
- ③ 生活様式の変化と急激な上昇により消費ブームに押し流されているもの。

- ④ 所謂マスコミのコマーシャルに振り廻はされ月賦販売競争の魔になつてゐるもの。
- ⑤ 凡ての面で生活が派手になり、レジャーを楽しむ気風が一般に多くなつて来た。

以上のような原因が互いに錯綜し、児童を犠牲にして益々鍵っ子の存在は、その数を増してゆく傾向にある。

「たゞ今」と元氣に帰つて來た児童を「お帰り」と温く迎える声のない家庭ほど、残酷なものはないだろう、腹を空かして帰る子に、温く迎える反応と、たとえ飴玉一つでも与えられる愛情の発露にこそ、児童の人間形成に欠くことの出来ない力のあることを忘れてはならない。

所が、今の親は、こうしたことすべて金銭で解決しようとする、そのため児童は金銭に対する執着心が段々強くなつて来る。そして金銭を手に入れたために、スリルを感じながら智慧をしぶる。

- ① 親の金を誤魔化すため色々手段を考える。
- ② お使いの銭袋を水増しすることを考へる。

③ 友達の金を巻き上げるため、家のものを持ち出し押売をしたり、強迫を覚えるようになる。

④ 賭けごとに熱中するようになる。

⑤ついには空巣をねらうまでに発展する。

今年度の青少年犯罪白書によれば、非行内容の悪質化、犯罪年齢の低下、中流家庭以上の家の子弟による犯罪の激増等が示されているが児童はこうした犯罪行為を、遊びの中に興味を覚えながら、次第に身につけて来るようにならうる、しかも結果は。

欲求は何らかの形で必ず充足する。(③大人達の考え方及ばない所に子供の考え方は無限に伸びてゆく。④一度非行経験をもつたものは、巧みに大人達を説教化し、又注意深くこれを警戒する。(⑤そしてその処には必ず仲間と云う人間関係が複雑に潜在する。

どうかこうしたことにならないよう、親は無論のこと、家族が常に温く、見守ってやることが、非行防止の要件である。児童自身「自分は護られている」と云う安心感と自覚の上に生活するよう心がけるべきであろう、兎に角こうした身近な出来ごとの中にも、児童家庭福祉の問題は、山積していることを、留意しなければならない。

五、心身障害児の問題

縁あって、この世に生を享けた児童が、両親を始め家族、縁故者の祝福をうけ、無事に誕生しながら、成長するにつれて、肉体的に或は精神的に異状が発見されて来た児童ほど多めなものはない。先天性にせよ、後天性にもせよ、こうした運命に苛なまれる児童の数は、年々増加の一途をたどっている。人一人の健全な成人と云うことが、如何に大きな意義をもち、又この上ない尊いものとして貴とばれなければならないことである。

自分が千葉県中央児童相談所に勤務した当時、県内の或る小学校から、各学年の全生徒の内から抽出した三十二名の児童の判定依頼を受けたので係員数名と共に、このことに当った時の記録の一部を紹介しよう。

(別表一)

No.	問	題	点	田中式 テスト	岡部式 テスト	診	断
学年							
氏名							
年令							
性別							
8	○○○す落着きがなく、友達とすぐ喧嘩をする。	○○○五十音と漢字も十五位は書ける、	○○○五十音と漢字も十五位は書ける、	○○○学習成績がよくない。	○○○全く話をしてしない。	○○○呼ばれても返事をしない。	
2	○○○持ち物のと取扱いは乱暴で本やノである。	○○○友達は解るのは理解できるが、加減は出来ない。	○○○友達は解るのは理解できるが、加減は出来ない。	○○○自分が一人位の友達とは遊ばない。	○○○休み時間でも席に坐つたまま誰とも話さない。	○○○行い声をうたつたりする。	
H	○○○五十音と漢字も十五位は書ける。	○○○友達と話したり、遊んだりしない。	○○○友達と話したり、遊んだりしない。	○○○自分が一人位の友達とは遊ばない。	○○○文部省が「一面にこぼして」書き出しがある。	○○○座席に落付いて坐つて、いらぬ弁当を食べる。	
7:11	○○○五十音と漢字も十五位は書ける。	○○○友達と話したり、遊んだりしない。	○○○友達と話したり、遊んだりしない。	○○○自分が一人位の友達とは遊ばない。	○○○文部省が「一面にこぼして」書き出しがある。	○○○歩るときはわって坐つて、いらぬ弁当を食べる。	
6	○○○五十音と漢字も十五位は書ける。	○○○友達と話したり、遊んだりしない。	○○○友達と話したり、遊んだりしない。	○○○自分が一人位の友達とは遊ばない。	○○○文部省が「一面にこぼして」書き出しがある。	○○○歩るときはわって坐つて、いらぬ弁当を食べる。	
7	○○○五十音と漢字も十五位は書ける。	○○○友達と話したり、遊んだりしない。	○○○友達と話したり、遊んだりしない。	○○○自分が一人位の友達とは遊ばない。	○○○文部省が「一面にこぼして」書き出しがある。	○○○歩るときはわって坐つて、いらぬ弁当を食べる。	
6	○○○五十音と漢字も十五位は書ける。	○○○友達と話したり、遊んだりしない。	○○○友達と話したり、遊んだりしない。	○○○自分が一人位の友達とは遊ばない。	○○○文部省が「一面にこぼして」書き出しがある。	○○○歩るときはわって坐つて、いらぬ弁当を食べる。	
6	○○○五十音と漢字も十五位は書ける。	○○○友達と話したり、遊んだりしない。	○○○友達と話したり、遊んだりしない。	○○○自分が一人位の友達とは遊ばない。	○○○文部省が「一面にこぼして」書き出しがある。	○○○歩るときはわって坐つて、いらぬ弁当を食べる。	
5	○○○五十音と漢字も十五位は書ける。	○○○友達と話したり、遊んだりしない。	○○○友達と話したり、遊んだりしない。	○○○自分が一人位の友達とは遊ばない。	○○○文部省が「一面にこぼして」書き出しがある。	○○○歩るときはわって坐つて、いらぬ弁当を食べる。	
4	○○○五十音と漢字も十五位は書ける。	○○○友達と話したり、遊んだりしない。	○○○友達と話したり、遊んだりしない。	○○○自分が一人位の友達とは遊ばない。	○○○文部省が「一面にこぼして」書き出しがある。	○○○歩るときはわって坐つて、いらぬ弁当を食べる。	
3	○○○五十音と漢字も十五位は書ける。	○○○友達と話したり、遊んだりしない。	○○○友達と話したり、遊んだりしない。	○○○自分が一人位の友達とは遊ばない。	○○○文部省が「一面にこぼして」書き出しがある。	○○○歩るときはわって坐つて、いらぬ弁当を食べる。	
2	○○○五十音と漢字も十五位は書ける。	○○○友達と話したり、遊んだりしない。	○○○友達と話したり、遊んだりしない。	○○○自分が一人位の友達とは遊ばない。	○○○文部省が「一面にこぼして」書き出しがある。	○○○歩るときはわって坐つて、いらぬ弁当を食べる。	
1	○○○五十音と漢字も十五位は書ける。	○○○友達と話したり、遊んだりしない。	○○○友達と話したり、遊んだりしない。	○○○自分が一人位の友達とは遊ばない。	○○○文部省が「一面にこぼして」書き出しがある。	○○○歩るときはわって坐つて、いらぬ弁当を食べる。	
93	○○○五十音と漢字も十五位は書ける。	○○○友達と話したり、遊んだりしない。	○○○友達と話したり、遊んだりしない。	○○○自分が一人位の友達とは遊ばない。	○○○文部省が「一面にこぼして」書き出しがある。	○○○歩るときはわって坐つて、いらぬ弁当を食べる。	
る。の脳要水家庭調が梅検査あ毒	○○○五十音と漢字も十五位は書ける。	○○○友達と話したり、遊んだりしない。	○○○友達と話したり、遊んだりしない。	○○○自分が一人位の友達とは遊ばない。	○○○文部省が「一面にこぼして」書き出しがある。	○○○歩るときはわって坐つて、いらぬ弁当を食べる。	

32	31	30	29	28	27	26	25	24
6	6	6	6	6	6	6	6	5
F'	E'	D'	C'	B'	A'	Z	Y	X
12:2	11:11	11:9	12:6	12:1	12:1	11:9	12:2	10:0
♀	♀	♂	♂	♂	♂	♂	♂	♂
○○○二掛算数九位算数九以上も口をあけていい。二位算数九以上も口をあけていい。	○○○二掛算数九位算数九以上も口をあけていい。二位算数以上加減	○○○無口、自發的発言はしない。とすぐに怒り、他人から注意されたり不満を訴える。されど読めない。	○○○注意散漫、能力も共同学習には困る。漢字は出来ない。二位数以上加減	○○○学習意欲乏しい。二位数以上加減	○○○家庭でいは独善、自分の意のままに話は出来ない。反応を示したが、話は出来ない。	○○○父親が家出で、怠慢、浮浪、金銭持ち出ししない。	○○○修学旅行にも参加しようとしている。	○○○物事に倦き易く、粗暴である。
あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
脳精査	家庭調査	検査不能	要家庭調査	要精密検査	要家庭調査	要精密検査	要精密検査	要家庭調査

No	学年別	性別	年令	原	因	診	断	処置
9	7	6	3	1	先天性梅毒			
2	2	2	1	♀				
♂	♀	♂	♂	♂				
7:5	7:5	7:5	6:6	6:11	6:11	頭囲 cm		
環境児性期過栄養護調	家庭児内期過栄養失調	家庭児内期中耳炎失調	一才高熱八週間、仮死	二生後黄疸	先天性梅毒	S. Q		
51.8	50.9	52.0	48.5	46.0	47.0	I. Q		
	64	46	45	74				
	50	60	62	61				
精神発育制止 (魯鈍)	精神発育制止	精神発育制止 (痴愚)	精神発育制止 (痴愚)	精神発育制止 (痴愚)	駆梅療法実施	駆梅療法実施		
過栄養護環境是正	偏食の矯正	特殊学級による教育	特殊学級による教育	中耳炎の治療				

以上三十二名の児童について各方面において実地調査の結果問題点は何れも就学上の事項が重点となつた、ところが、こうした児童を持つ親達が、我が子に対する理解のないことに、驚かされた。甚だしいものに至つては、

①こうした子供は、世間態が悪いから、隠しておきたい。②こんな子供が出来たのは、嫁が悪いからだ。③我が子のことを、他人(学校や相談所)が余計なお節介だ。④調査には金はかからないが治療を要することになると、生活困窮者でない限り、治療費を自己負担しなければならない(生活困窮者は、医療扶助の措置がとれる)。⑤治療の効果がはかばかしくあがらない。等の声も聽かされ、色々な面で協力が薄く困難であったが、兎に角精密検査を必要とする。

十一名の児童について調査を実施し、別表二の結果が判明した。

精密検査の結果

十一名の児童について調査を実施し、別表二の結果が判明した。

28	16	14	12	10
6	3	3	3	2
8	8	8	♀	♀
12 : 1	8 : 8	9 : 0	9 : 1	8 : 1
先天性梅毒	先天性梅毒	家庭中幼児期黄疸 耳鼻喉疾患、放任失調	家庭中幼児期黄疸 耳鼻喉疾患、放任失調	二才時熱性疾患 偏食
51.7	51.0	51.1	51.2	47.9
80		85		43
85	96	86	99	
遺伝性 自律神經平衡失調	非定型的癲癇	精神発育制止 自律神經平衡失調 (痴愚)	自律精経平衡失調	弱視、精神発育制止 (痴愚)、心臓弁膜症
驅梅療法	環境是正	驅梅療法	特殊學級による教育	偏食矯正 特殊学級による教育
	医療施設の常時投与	環境是正	放任除去	

さて、この表の示すように、その原因は千差万別であるが、内容を見て先づ先天性梅毒の疾患原因に基づくものが意外に多い、又乳児期における、栄養失調や、熱発性疾患のため、精神発育制止の診断を下された者の多い点を見る時、何れも医学的な常識に乏しい結果によるものである。

これ等の児童が、その生涯薄幸の運命を担うのも、親および家族の児童養育上の責任によるものであると云つても過言でないと思う。

六、むすび

今こゝに掲げた事例は、一端にすぎないが、児童家庭福祉を専攻し、将来それ／＼専門のワーカーたらんとする人々へ問題提起の意味で一文を草したまでのものであるが、社会福祉事業の分野の中で、児童家庭の問題こそが最も基礎的なものとして、取上げなければならないテーマであると考える次第である。社会の進歩発達によつて、このことも更に複雑性と多角性を加えるものであろうが、もっとより広く、より深く掘り下げ、克明に探究し、学問的な視野の上に立つて、眞の福祉に貢献すべきことを念願して止まないものである。